

施設サービス

以下は、要介護 1 から 5 の人のみのサービスです
(一部を除く)。要支援者の人は利用できません。

施設サービスは、利用者本人にとって、どのようなサービスが必要なのかによって選択していきます。入所するためには、施設への申込みが必要になります。入所が決まった際には、施設との契約を結びます。ただし、入所の順位は、申込み順ではなく、施設が行う「入所判定委員会」の決定を受けてからとなります。これは、介護サービスの必要度の高い人にサービスを提供するための措置です。

各施設の入所要件につきましては、各施設にお問い合わせください。

生活全般の
介護が必要な人

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で、日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排泄などの介護や療養上の世話が受けられます。

※新規入所は原則として要介護 3 以上の人が対象です。

リハビリを
受けたい人

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

生活の場で
長期療養したい人

介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

